

議案第 42 号

橋本市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

橋本市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

橋本市特別職報酬等審議会条例(平成18年橋本市条例第58号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前
(所掌事項)		(所掌事項)
第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。	第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用しない。